(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百九十六号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 松山市中西外六三番一から同市中西内五八四番地先まで | 前 | 二九・九八～四九・七五メートル | ○・○四六キロメートル | |
| | 後 | 二九・九八～五二・七八メートル | ○・○四六キロメートル | |

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

**○四国地方整備局告示第二十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 百九十六号 | 松山市中西外六三番一から同市中西内五八四番地先まで | 四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十三年三月二十九日

**○九州地方整備局告示第七十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日　　九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　長崎県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第千百五十六号長崎都市計画及び大村都市計画下水道事業大村湾南部流域下水道
三　事業施行期間　自平成六年四月五日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　平成六年建設省告示第千百五十六号、平成十三年九州地方整備局告示第三十八号及び平成十八年九州地方整備局告示第六号の事業地のうち諫早市貝津町地内において事業地を変更する。
　使用の部分　なし

**○九州地方整備局告示第七十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日　　九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　福岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年九州地方整備局告示第三号福間都市計画道路事業三・四・九号福間駅前線、三・四・十七号福間駅松原線、三・五・十六号古町太郎丸線及び三・四・三号太郎丸両谷線
三　事業施行期間　自平成十七年一月十一日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

**○九州地方整備局告示第七十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日　　九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百八号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 大牟田市船津町四四一番一から佐賀市諸富町大字諸富津字一本杉五二四二番一まで | 前 | BA | 六・八〇～二〇・七〇メートル | 五〇・〇〇～一五九・五六キロメートル | 二九・一八三～二七・四六〇 | |
| | 後 | BA | 六・八〇～二〇・七〇メートル | 五〇・〇〇～一五九・五六キロメートル | 二九・一八三～二七・四六〇 | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二十号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 垂水市二川字礒二三番三から同市二川字礒口平六九八番二まで | 前 | 七・四五～一二・五五メートル | 一・〇八九キロメートル |
| | 後 | 一〇・四九～一二・八二メートル | 一・〇八九キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

**○九州地方整備局告示第七十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百二十号 | 垂水市二川字牟田五五五番二から同市二川字礒口平六九八番二まで | 九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十三年三月二十九日

**○九州地方整備局告示第七十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百八号 | みやま市高田町永治字神田開九二四番二から同市高田町江浦字立花一六二八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 九州地方整備局及び同局福岡国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日